

平成 21 年度環境格付のための企業調査・審査事業に係る公募要領

1 事業目的

本事業は、環境配慮経営を積極的に行う事業者を金融機関が正当に評価し、当該事業者への投融資を支援することにより、事業者の環境配慮経営の促進を図ることを目的としています。

2 公募について

(1) 公募対象

公募の対象とする分野は以下に掲げるものとします。

(イ) 環境格付融資制度の構築

別紙 1 に定める事業者の環境配慮の取組を審査・評価し、その評価結果によって金利を段階的に変更する融資制度の構築。

(ロ) エコファンドの組成等

(イ) の事業者の株式や環境に配慮した取組若しくは事業者を対象とする株式・債券等を投資先として組み入れたファンドの新規組成又は既存のファンドの環境側面の追加・拡充及び環境に配慮した取組又は事業者を対象とする株式・債券等を投資先として組み入れた投資一任契約に基づく運用スキームの構築。

3 本事業における金融機関の要件

(1) 次のいずれかに該当すること。

銀行

信用金庫及び信用金庫連合会

労働金庫及び労働金庫連合会

信用協同組合及び信用協同組合連合会

農業協同組合及び農業協同組合連合会

漁業協同組合及び漁業協同組合連合会

農林中央金庫

株式会社商工組合中央金庫

株式会社日本政策投資銀行

沖縄振興開発金融公庫

証券会社

投資信託委託会社

投資顧問会社

その他「環境格付融資」及び「エコファンドの組成等」を実施する団体（日本の法

人格を有するもの」。

4 「環境格付融資制度の構築」及び「エコファンド組成等」の条件

(1) 「環境格付融資制度の構築」

別紙2に定める環境格付の評点又はこれと同等以上と認められるものにより事業者の取組を審査・評価し、別紙3に定めるランク・評点と金利優遇幅又は同等以上と認められるものによる評価結果によって金利を段階的に変更する「環境格付融資制度」の構築をすること。また、本事業として実施することにより実用化が見込まれ、環境配慮型融資に優れたものとし、その普及に努めなければなりません。

(2) 「エコファンドの組成等」

(イ)の事業者の株式や環境に配慮した取組若しくは事業者を対象とする株式・債券等を投資先として組み入れたファンドの新規組成又は既存のファンドの環境側面の追加・拡充及び環境に配慮した取組又は事業者を対象とする株式・債券等を投資先に組み入れた投資一任契約に基づく運用スキームの構築を行う。当該ファンドの組成等を通じて環境配慮経営に優れた事業者の環境対応を支援することに努めなければなりません。

5 補助対象事業の実施期間

交付決定日から平成22年3月までとします。

6 補助対象経費の内容

「環境格付融資制度の構築」、「エコファンドの組成等」に必要な次に掲げる経費とする。なお、人件費については次に掲げる補助対象経費の中で環境大臣が承認したものとする。

なお、費目については下記のとおり分類してください。

(1) 環境格付融資制度の構築費用

設計調査費

環境格付融資制度の構築に係る調査費用

評価基準検討費

事業者又は事業のスクリーニング項目の作成に必要な費用

審査費

事業者又は事業の実地審査に必要な費用

審査技術指導費

事業者又は事業の実地審査に係る金融機関職員の技術指導に必要な経費

分析・評価費

事業者又は事業の分析・評価及びシステム構築に係る経費

外注費

環境格付融資制度構築のための外注に必要な経費

諸経費

環境格付融資制度構築のために直接必要な旅費(国内に限る。)、印刷製本費、通信運搬費、手数料等に必要な経費

(2) エコファンドの組成等に係る費用

設計調査検討費

環境に配慮した取組若しくは事業者を対象とする株式・債券等を組み入れたファンドの新規組成又は既存のファンドの環境側面を追加・拡充及び環境に配慮した取組又は事業者を対象とする株式・債券等を投資先として組み入れた投資一任契約に基づく運用スキームの構築に資する企画立案・設計事務費、システム整備費

審査費

事業者又は事業の実地審査に必要な経費

審査技術指導費

事業者又は事業の実地審査に係る金融機関職員の技術指導に必要な経費

分析・評価費

事業者又は事業の分析・評価及びシステム構築に係る経費

外注費

エコファンドの組成等のための外注に必要な経費

諸経費

エコファンドの組成等を行うために直接必要な旅費(国内に限る。)、印刷製本費、通信運搬費、手数料等に必要な経費

注 1 : 旅費については、国内旅費のみが対象となります。単価等は「国家公務員等の旅費に関する法律」に準ずることとします。

注 2 : 人件費単価については下表を参考として下さい。

区 分 (経験年数)	単価 : (1 日当たり)	摘 要
主任技術者 (25 年以上)	65,000 円	高度あるいは専門的な業務を指導統括する技術者
技師長 (20 年以上)	58,000 円	業務のプロジェクトマネージャーを務める技術者
主任技師 (20 年)	54,000 円	非定型業務を指導し最重要部分を担当する

技師 A (15 年)	45,000 円	一般的な定型業務に精通するとともに高度な定型業務を複数担当
技師 B (10 年)	38,000 円	一般的な定型業務を複数担当
技師 C (5 年)	32,000 円	上司の指導の下に一般的な定型業務を担当
技術員 (5 年未満)	26,000 円	上司の指導の下に一般的な定型業務を担当 また、補助員(賃金職員)を指導して基礎的資料を作成

(2) 補助金の交付

この補助金は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)の適用を受けます。また、補助金の目的外使用などの違反行為を行った者に対しては、補助金の交付決定の取り消し、返還等、法により処分が行われますので十分留意してください。

予算の範囲内において交付するものとし、補助対象経費に1/2を乗じた額とします。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとします。また、補助対象経費の上限額は5千万円/件以下となります。ただし、補助金の執行状況に応じて変更することがあります。

なお、補助対象経費の対象となる費用は、当該年度に行われる事業で、かつ当該年度に支払いが完了するものとなります。

7 その他留意事項

(1) 成果の帰属

この事業により得られた特許等の知的財産権は応募者に帰属します。

(2) 成果の公表

この事業により得られた成果は、環境省が公表するとともに、優良なものについては環境格付のための企業調査・審査事業で積極的に成果の普及に努めます。

(3) 事業化の努力

事業終了後、応募者は成果の事業化に努めるとともに、毎年度取りまとめた事業報告書を別紙4により作成し、当該年度の翌年度の4月30日までに環境大臣に提出するものとする。

また、事業終了後3年間、毎年度環境省に事業化状況について報告してください。

8 採択の審査及び結果通知について

(1) 審査スケジュール

応募にあたっては、必ず金融機関である法人（共同で本事業を行う場合にあつては、代表金融機関）の代表者が申請してください。

書類審査

応募書類を査読し、順次書類審査を実施します。

ヒアリング審査

必要に応じ、順次ヒアリング審査を実施します。ヒアリングを実施する場合は、順次御連絡します。

審査結果の通知

上記を経て、採択機関を決定します。選定結果（採択又は不採択）は、順次書面で通知します。

審査内容

提出された応募書類の内容が、3、4の要件へ適合しているか適合見込みかどうか審査し、要件に適合していると認められたものにつて採択の決定を行います。なお、適合見込みかどうかの審査にあたっては、ヒアリングを実施し、審査要件に適合するかの可否を決定します。

9 応募書類の提出について

(1) 受付期間

平成21年8月7日（金）から平成21年12月10日（木）（公募締切日当日の消印まで有効）

(2) 提出資料について

提出に際しては、本公募要領にて様式を定めているものは必ずその様式を使用して下さい。なお、提出書類の用紙の大きさはA4版、可能な限り両面印刷でお願いします。

提出書類の中央下に通しページを必ず付けて下さい。

応募に係る審査は、提出書類に基づき書面にて行うとともに、必要に応じてヒアリングを行い、4の条件について適合するか否かの審査を行いますので、適宜、具体的な資料を用いるなど、出来るだけ分かりやすくして下さい。なお、審査期間中、必要に応じて追加説明資料を提出していただくことがあります。

「提出書類」にある提出書類等や追加説明資料は、審査用に限定して使用します。なお、提出いただいた書類等は返却いたしませんのでご留意下さい。

< 提出書類 >

- ・実施計画書（様式指定）

- ・法人登記簿抄本（またはこれらに類する項目）についての抄本
- ・過去３年分の貸借対照表、損益計算書、法人税の納付すべき額及び納付決算額を証する書類
- ・既存の環境格付融資制度の拡充及び、既存のファンドの環境側面を追加・拡充する場合については既存の概要を説明できる資料。

（３）提出方法及び提出先

応募される金融機関は、提出書類を正１部、写し１部を上記期間に郵送にて提出して下さい。封書の宛名面には、「平成２１年度環境格付のための企業調査・審査事業応募」と明記して下さい。

〒１００－８９７５

東京都千代田区霞が関１－２－２

環境省総合環境政策局環境経済課企業行動係 担当：鴨志田・東山

電 話：０３－３５８１－８２４０

F A X：０３－３５８０－９５６８

電子メール：kigyo@env.go.jp

(別紙 1)

環境配慮経営を積極的に行う事業者を金融機関が正当に評価する環境格付融資制度とは、「CO₂排出削減」「環境マネジメント」「コンプライアンス」「環境会計・ボランティア等」「事業活動における環境配慮(CSR)」「その他・環境対策」の6事項により審査及び評価を行い、その評価結果によって金利を段階的に変更する融資制度とする。6事項に求める具体的な項目及び評価基準は別添の通りとし、環境格付の評点は別紙2とし、ランク・評点と金利優遇幅は別紙3とする。

(別紙 2)

< 点数 >

	評価項目	○		×
	3 年間又は 5 年間の CO2 排出量削減目標を掲げているか	10	5	0
	3 年間又は 5 年間の CO 2 排出量削減又は原単位改善の具体的な達成手段を掲げているか	10	5	-5
	これまで CO 2 排出量削減目標を掲げ効果が出ているか	10	5	0
	CO 2 排出量を含む環境マネジメントの整備・実施 (I S O 14001、エコアクション 21、環境マネジメントシステム (K E S)、グリーン経営認証制度の認証取得等)	10	5	0
	CO 2 排出量を含む環境報告書等の発行・公表	10	3	-5
	温暖化対策を含む環境方針等の公表	10	5	0
	法令遵守方針	5	2	0
	法令違反	5	0	-10
	コンプライアンスの推進部署	5	2	0
	環境会計の導入	5	2	0
	環境保全に対するボランティア活動	5	2	0
	投資案件に対する環境考慮	5	2	0
	環境に配慮した製品・商品の取扱	5	2	0
	グリーン調達・グリーン購入	5	2	0
	リサイクル	5	2	0
	環境対策 (大気汚染・水質汚濁・土壌汚染・騒音・震動・地盤沈下・悪臭)	5	2	0
	省エネ・省資源対策	5	2	0

(別紙 3)

< 格付・点数と金利優遇幅（例） >

格付	点数	金利優遇幅（例）
S	60 点 ~ 120 点	0.2%
A	20 点 ~ 59 点	0.1%
B	20 点未満	なし

別紙 4

平成 2 1 年度環境格付のための企業調査・審査補助事業の事業報告書

事業代表者の職・氏名

1．事業の名称

2．事業の概要

3．事業による効果、影響

4．今後の取組

5．事業による波及効果

【用紙は日本工業規格 A 列 4 番の用紙を用い、文字の大きさは10～12ポイント程度、フォントは自由とする。】

【ページ番号を付す】